

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成24年7月9日

（ 照 会 者 ） 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

平成24年6月28日付をもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった事例について、照会者と子会社（会社法施行規則第3条第1項、同条第3項第2号イ又はロに該当する子会社）の間で行おうとする行為は、貸金業法第2条第1項に規定する「貸金業」に該当し、照会者等は同法第3条第1項に規定する登録を受ける必要があると考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

照会者等の間で行おうとする貸付けは、貸金業法第2条第1項に規定する「貸付け」で「業として行うもの」に該当するため。

以 上